

# 令和元年 10月1日から

## 3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子供たちの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども達も対象になります。

※給食費及び保護者会費・行事費等については、無償化の対象にはなりません。

### 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

#### 【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの**保育の必要性が認定された**子供たちの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。  
さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。  
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

#### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。※企業主導型保育事業の利用者は事業所へ申請を行ってください。  
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

### 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

#### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、石垣市子育て支援課へ申請を行い「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。  
(8月5日～9月5日までに申請を行ってください)  
(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、石垣市子育て支援課にご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円 までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

### 認可外保育施設等を利用する子供たち

#### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、石垣市子育て支援課へ申請を行い「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。  
(8月5日～9月5日までに申請を行ってください)  
(注1) 認可保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。  
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、石垣市子育て支援課にご確認ください。
- 3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

#### 【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。  
(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。  
(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

保育の必要性の申請先：石垣市福祉部こども未来局 子育て支援課窓口

☎：0980-82-1704